

警察本部

教育公安委員会 【議案関係資料】

5月26日提出

目 次

部課名	案 件	頁
警務部長	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案の概要 について	3
会計課長	令和7年度6月補正予算（案）の概要	4

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案の概要について

1 改正の理由

国においては、令和6年能登半島地震を受け、災害応急作業等手当に係る人事院規則が改正され、能登半島地震のような大規模災害等の対応に係る災害応急作業に従事した場合の手当額の改定、日没後の現場作業に係る夜間加算措置等の改正がなされたところである。

今後、大規模災害は高い確率で発生が予想されており、大規模災害が発生した場合、警察官は即座に現場へ派遣され、過酷な状況下で災害応急作業に従事することになり、相当高い肉体的・精神的労苦が伴うことから、当県警察職員に対する災害応急作業等手当を国の規則で定められた手当額等に準拠するものとし、被災地で災害応急作業等に従事する者に適切に手当が支給されるよう措置するもの。

2 改正内容

(1) 手当の増額

災害応急作業等について、警察職員が作業する場合に限り、作業に従事した日1日あたりの支給限度額を引き上げる。

手 当 名 称	改 正 前	改 正 後
災害応急作業等手当	840円	1,080円

(2) 夜間加算の新設

夜間に当該作業に従事した場合、(1)の手当額に、当該手当額の50/100に相当する金額を加算することとする。

3 施行日

(1) 条例は、公布の日から施行

(2) 改正内容は、令和7年4月1日から適用

令和 7 年度 6 月補正予算（案）の概要

6 月補正等警察関係予算

補正等予算額 1,662万 6 千円
6 月補正後の警察関係予算総額 269億3,297万 1 千円

事業説明

【警察施設費】

令和 7 年度 大館警察署改築事業（アドバイザー委託） 16,626千円

老朽化した大館警察署庁舎等の更新整備に当たり、当該改築事業をD B方式で行うことが適当と判断されたことから、契約に向け専門的知識を有するコンサルタント企業による業務支援を受けるため、アドバイザー委託費を要求するもの。

アドバイザー委託は、令和 8 年度末までの 2 か年（約20か月）の契約を行うものであり、うち 1 年目（令和 7 年度）の予算額を計上するもの。

【警察施設費（債務負担行為）】

令和 8 年度 大館警察署改築事業（アドバイザー委託） 11,084千円

アドバイザー委託契約の 2 年目の予算額を債務負担行為設定し議会の承認を得ようとするもの。（令和 8 年度に委託業務が完了することから、令和 8 年度の予算執行となる。）

※大館警察署改築事業（アドバイザー委託）費（2 か年計） 27,710千円